

電力・ガス・食料品等価格高騰重点 支援給付金（住民税均等割のみ課 税世帯・こども加算）のご案内

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい
住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する給付金です。
給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

また、上記給付対象者と基準日(令和5年12月1日)において同一世帯となっ
ている18歳以下の児童1人につき5万円を追加給付します。(こども加算)

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

※ 本給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となります。

※※ 世帯内に平成17年4月2日生まれ以降の扶養児童がいる場合は児童1人当たり5万円(こども加算)を合わせて
給付します。(お問い合わせ先:こども課☎079-435-2362)

給付金の支給時期

不備のない「確認書または申請」を
受理した日から4週間後が目安です。

支給対象者

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員が令和5年度の播磨町住民
税均等割のみ課税世帯または、均等
割のみ課税者と非課税者で構成され
る世帯 (住民税均等割のみ課税世帯)

令和5年1月2日以降転入者で
均等割のみ課税世帯

基準日(令和5年12月1日)に
おいて課税及び世帯状況に変更
のない世帯に「確認書」(手続
き必要)が届きます。

※一部申請が必要な場合があります。

詳しくは裏面「I」へ

基準日(令和5年12月1日)
時点で播磨町に住民登録が
ある方

詳しくは裏面「II」へ

均等割のみ課税世帯へのこども加算について

詳しくは裏面「III」へ

給付金の支給手続き

I 世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税世帯、または均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯

◆世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

対象となる可能性がある世帯の世帯主へ給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が届きます。

◆確認書への記入、支給に必要な確認書類を添付のうえを、同封している返信用封筒にて返送ください。

【確認事項】①【受取口座記入欄】で記入した振込口座番号に誤りがないか

振込先金融機関口座確認書類と本人確認書類は添付されているか



②「世帯主氏名」、「確認日」、「連絡先電話番号」のご記入漏れのないこと

③チェック等の記入漏れがないこと

④世帯の中に、住民税となる所得があるのに未申告である者がいないこと

確認書受付期限：令和6年6月28日(金)当日消印有効

注意：確認書の提出には期限があります。必ず記載の期限までに提出してください。

なお、期限を超えて到着した確認書については、一切受け付けできません。

II 令和5年1月2日以降転入者で均等割のみ課税世帯

◆令和5年1月1日時点にお住まいの市区町村へ課税状況を確認した後に、順次確認書等を送付しますので、しばらくお待ちください。

III 均等割のみ課税世帯へのこども加算について

◆均等割のみ課税世帯給付金の対象となる世帯のうち、以下の対象児童を扶養している世帯について、給付金が加算されます。

こども加算についてのお問い合わせ：こども課 ☎079-435-2362

対象児童：平成17年4月2日生まれ以降の児童

※令和5年12月2日～令和6年3月31日までに生まれた児童も対象（要申請）

※同一世帯ではないが、世帯主と生計を同一にしている児童も対象（要申請）

給付加算額：対象児童1名につき5万円

お問い合わせ

【播磨町役場 健康福祉課】

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援
給付金（住民税均等割のみ課税世帯）担当
専用ダイヤル

079-437-0600

受付時間 平日9時～17時（土日祝を除く）



給付金の「振り込め詐欺」や
「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに国や県・播磨町の職員、委託業者などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

